福島県司法書士会調停センター手続きの進め方

〈標準の進行について〉

① 調停管理者が利用希望者へ調停センターの手続について説明

② 調停管理者へ調停申立書の提出
＊運転免許証、パスポートその他本人確認ができる資料が必要になります。

③ 調停管理者による受付

【受付せず】申立書等の返還

④ 【受付】（調停手続の開始）

⑤ 調停管理者が、相手方に調停申立てがあったことなどを通知

⑥ 調停管理者が、相手方に調停手続へ参加する意思があるかどうかを確認

⑦【相手方が調停に参加することを承諾】
⇒調停管理者が相手方へ調停センターの手続について説明（本書面による説明）

【相手方が参加拒否又は参加意思確認不可】
⇒終了

⑧ センター長が調停人を選任

⑨ 調停管理者による日程調整

⑩ 第１回調停期日

⑪ 次回（第２回期日）の説明・確認

⑫ 調停人による日程調整

⑬ 第２回期日、第３回期日・・・

⑮
合意成立による終了

当事者による終了
・申立人の取下げ
・相手方の離脱

調停人による終了

合意書の作成（※特定和解にかかる執行合意がある場合は執行合意事項とその証明を含みます）